

こども食堂における生活困窮者等世帯への 幼児・学童期への食育推進・生活習慣改善支援

田村 須賀子¹⁾， 安田 貴恵子²⁾， 酒井 久美子²⁾
1)富山大学学術研究部医学系， 2)長野県看護大学看護学部

目 的

生活保護受給者は「健康上の課題を多く抱えるにもかかわらず、健康に向けた諸活動が低調な状況」にあり、幼児・学童期から食育推進・生活習慣改善とセルフケア能力獲得に向けた関わりが必要である。一方、地域自主活動としてこども食堂が全国展開されている。こども食堂における生活保護受給等の経済的生活困窮者と次世代家族への関わりと支援の実情について把握する。

研究方法

【調査項目】こども食堂における生活困窮者世帯との関わりの有無と内容
【研究対象】こども食堂運営団体代表者。認定NPO法人全国こども食堂支援センターむすびえホームページで把握した運営団体6,014のうち2,000を選択。
【データ収集方法】「食育」「子どもの貧困への対応」に関する文献25件から、食育推進・生活習慣改善に関する内容を10に分類した。これを基に、1)食育の観点から伝えたいこと、2)学校給食指導内容の取り組みを問う、「4件法リッカート式質問に回答後、上記調査項目に自由記載する」様式の質問紙を作成し郵送し回答を返信してもらった。WEBによる回答方法も準備した。
【分析方法】自由記載の内容を地域ごとに取り出しまとめた。回答者属性とリッカート式質問への回答の単純集計は、記述内容の背景とした。
【倫理的配慮】質問紙冒頭で回答の諾否を問い、「個人が特定できないよう配慮した記載」での回答を文章にて依頼した。質問紙発送前に、研究代表者の所属機関の倫理審査委員会の承認を得た(R2024119)。

結 果

440件(24.9%，戻り231件)の回答があり、「私はアンケートに協力します」にチェックのあった388件(21.9%)を有効回答として集計した。

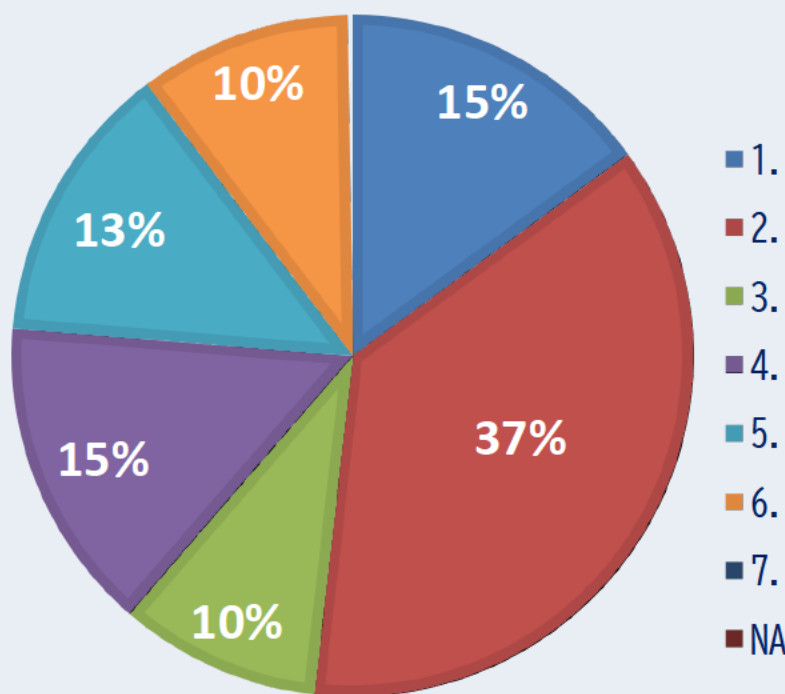


図2. こども食堂の場所

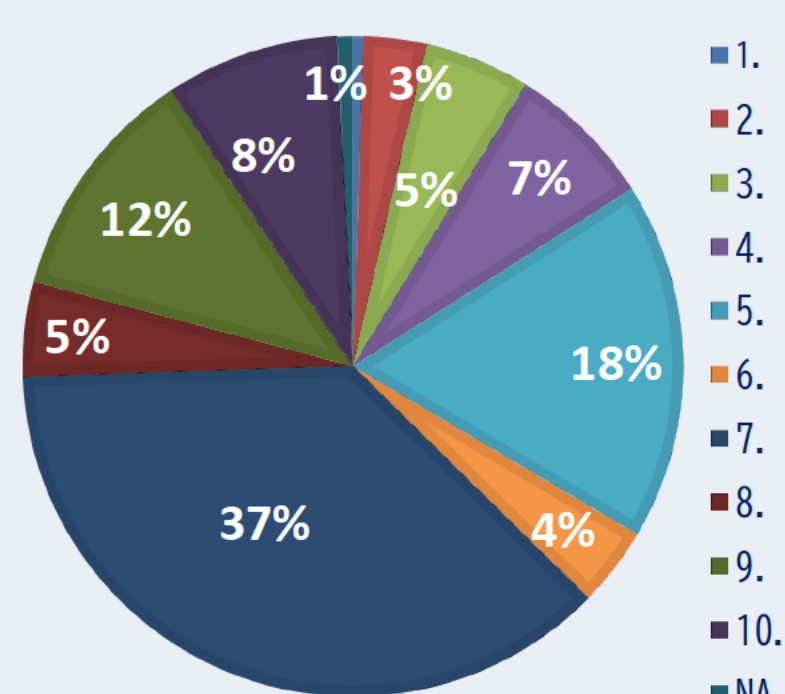


図3. 団体の運営形態

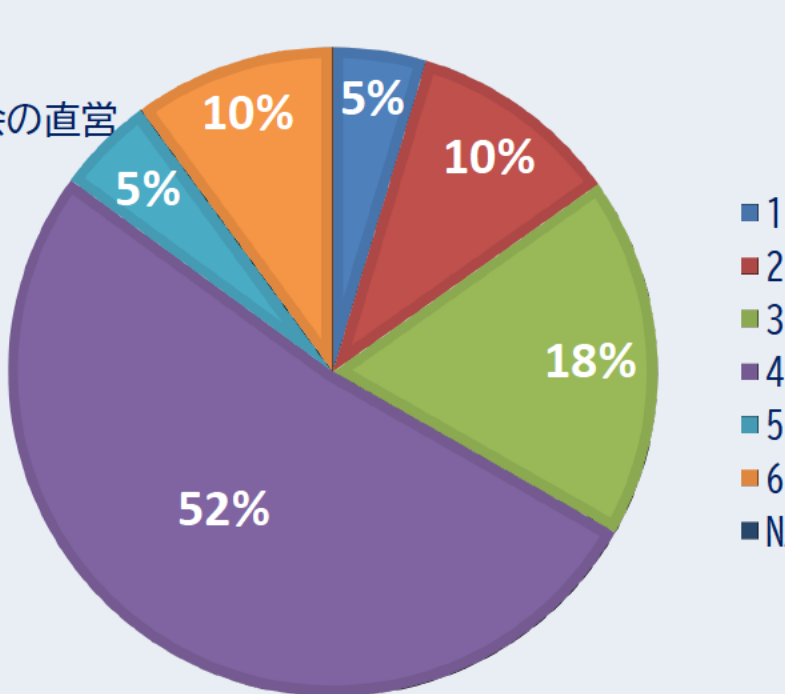


図4. 開催頻度

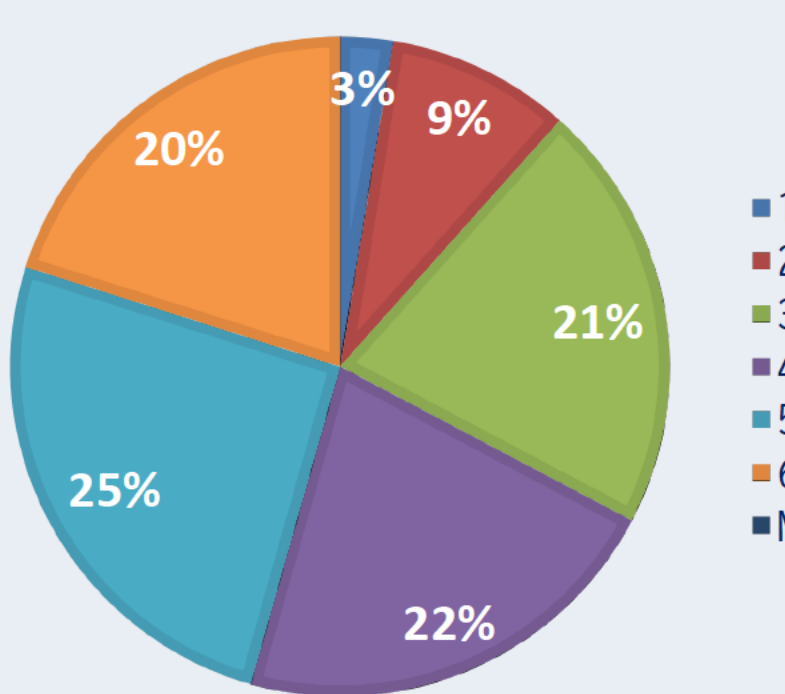
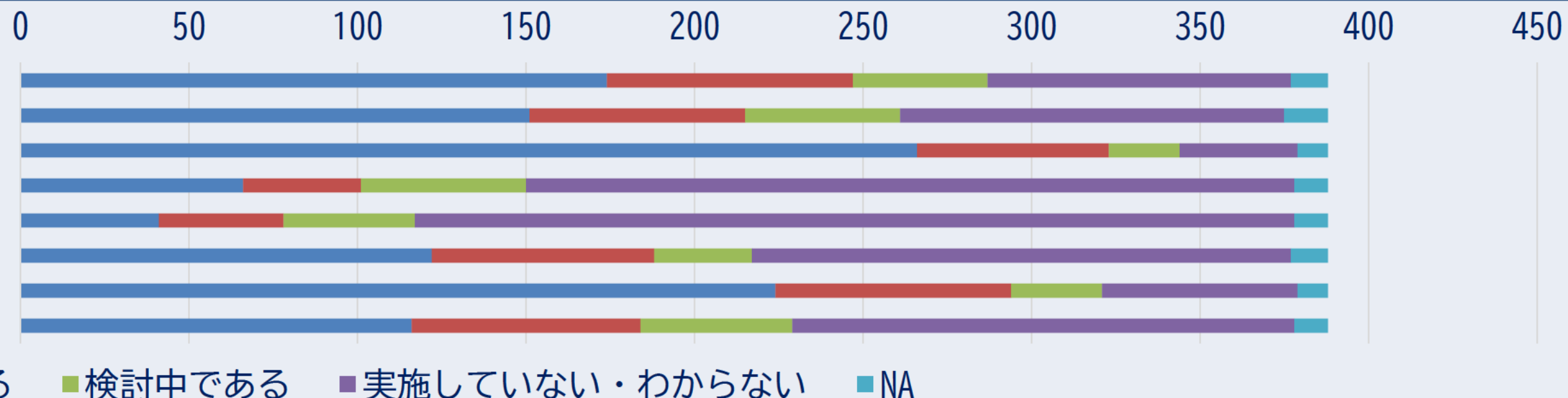


図5. 回答者の年齢

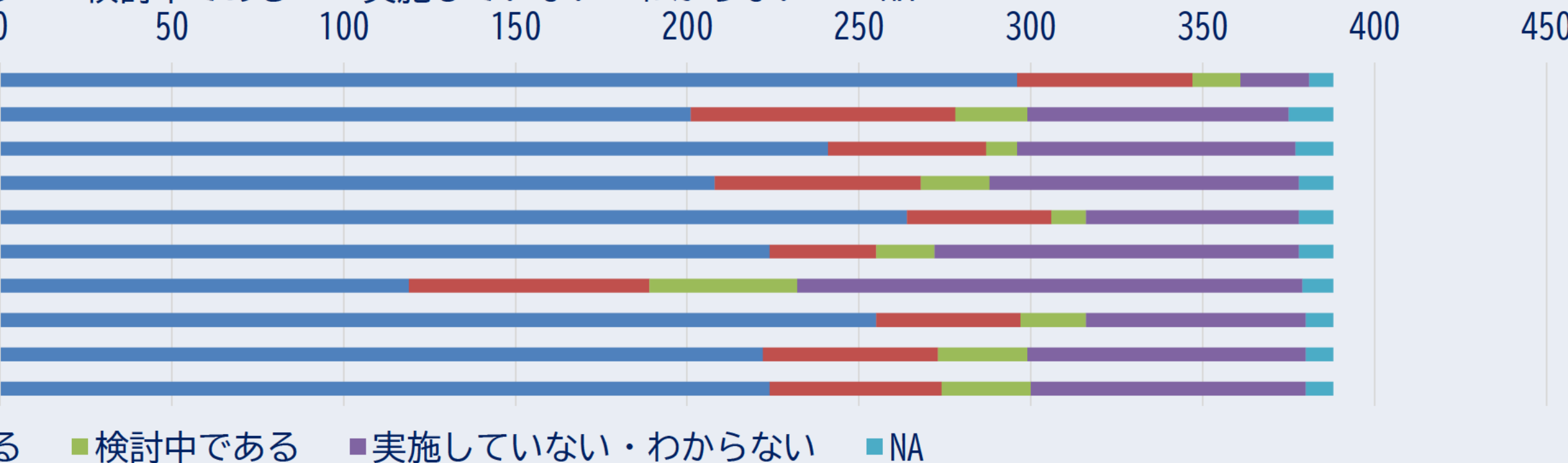
1) 食育の観点からの取り組みで伝えていること

1. 栄養バランス等に配慮した食生活や食の選択
2. 食品の安全性についての基礎的知識と自ら判断する必要性
3. 家族や友達、地域で共食することの楽しみ、食べ物への興味や関心をもつこと
4. 朝食を欠食しないこと
5. 生活習慣病の予防のために、普段から適正体重の維持や減塩等に気をつけること
6. ゆっくりよく噛んで食べること
7. 食べ物を無駄にせず、食に関する感謝の心をもつこと
8. 献立作成、野菜の切り方、味付けの仕方など食に関する体験や知識を増やすこと



2) 学校給食指導で伝えられている事の取り組み状況

1. みんなで楽しく気持ちの良い食事の工夫ができる環境を整える
2. 正しい手洗いを行い、安全衛生に留意した食事の準備をし、静かに待つ
3. 重いもの、熱いものへ配慮して、安全に運ぶ
4. 献立にふさわしい衛生的な盛り付けや配食調整、正しい食器の並べ方ができる
5. 献立（主食・主菜・副菜）の確認をし、献立名を知らせる
6. 「いただきます」のあいさつをする
7. 食器や箸の持ち方、並べ方、食事中の姿勢など基本的なマナーを身に付ける
8. 落ち着いて食べることができるよう食べる時間を確保する
9. みんなで協力して、手順良く片付けられる
10. 環境や資源に配慮して、地域の分別の決まり事を守り片付ける



3)生活困窮者世帯との関わり・対応した支援の内容の記述例:120件(30.9%)が関わりあり、53件(13.7%)は聞いたことがあった

記者者数(有効回答者数)					
1. 北海道東北 17件(58件)	2. 関東甲信越 54件(143件)	3. 東海北陸 20件(37件)	4. 近畿 27件(58件)	5. 中国四国 18件(52件)	6. 九州沖縄 21件(39件)
➢ 虐待・ネグレクトで児童相談所への通報、傷のある母親への対応。家庭状況の把握、個別支援の実施	➢ 困窮家庭への家庭訪問、衛生状態の確認、食品保存方法の指導、家庭状況に応じた支援	➢ 里子の受け入れによる生活支援。生活困窮世帯の子どもの服装から支援の必要性を察知。母親が精神疾患を抱える家庭への配慮と援助	➢ 自治体委託による家事・育児支援、貧困家庭への養育訪問。疲弊した母子家庭に食事支援	➢ ゲーム中心の生活から友人関係や日常生活への移行支援。家庭でのしつけ不足への配慮と指導。不登校児童に掃除や食材提供、地域食堂の案内による関係構築。	➢ 町役場のこども応援課や民生委員との連携による弁当配布。福祉会との共催で生活費貸付や返済相談
➢ 居場所活動、傾聴、相談支援員との連携で発達障害・精神疾患家庭への支援	➢ 自治体からの委託による学習・生活支援と夕食提供。生活能力の低下した保護者支援、レシピや調理、精神的支援	➢ 教育委員会やスクールカウンセラーとの連携による不登校家庭支援。教育委員会と連携し、学習支援と食事支援を統合した場の構築	➢ 食事を通じた居場所、自分らしくいられる場の構築	➢ 高校生を手伝いとして受け入れ、食育やマナーの指導実施。偏食傾向のある里子の里親に、食の多様性を促す支援	➢ 地域食の継承、農漁体験の実施。米の研ぎ方や炊飯器の使い方体験。弁当支援、食料支援、畑作業など食育
➢ 行政・地域との連携で減収・多兄弟家庭への支援、チラシ配布。市・学校・保健師との定期ケース会議。困窮者と支援団体の橋渡し、生活用品の配布。交通安全活動で服装・登校状況からの生活状況把握	➢ 納豆ご飯しか食べない子への支援、保護者のレシピ指導。外国籍家庭の食事・衣類の提供、相談対応、帰国までの支援。精神疾患・DV・ひとり親家庭へ食事提供や精神的支援。障がい児施設での食事支援	➢ 子どもへの調理方法や栄養の取り方の指導、野菜の効能を伝える教育。弁当提供を通じた食育、親への調理説明、子どもへの栄養教育。地域からの野菜を使った手作り弁当の配布による食育推進。調理を通じた教育的支援。市の委嘱による食育推進活動	➢ スクールカウンセラー&ソーシャルワーカーと連携した調理指導。家庭支援から福祉への橋渡し。家庭問題を抱える食堂利用者への配慮、行政との連携支援。父子家庭ネグレクト対応。施設入所前に民生委員と早期連携支援	➢ 要対協からネグレクト家庭情報を得て食事提供や会食への誘い。ネグレクト家庭の兄弟に対して、弁当や汁物の提供を実施。不登校児が落ち着いて食事ができる時間確保を重視した支援。母子家庭に対して夕食の継続的な配達	➢ コンビニ弁当・菓子パン中心の子どもに手作り弁当。月1回自宅支援で、家庭訪問と食材提供を通じてDV再発防止や居場所紹介。家庭での対応が難しい食事と食べ方指導。パランス食で生活改善と自立支援。食事が不十分な児童に児童館内の食材で料理提供。市の資金支援を受けひとり親家庭に夕食提供。島外受診で保護者不在時子ども食事対応
➢ フードパントリー同時開催による食材無償提供。インスタント食品依存の見直し、手作り重要性啓発。畑での収穫・調理・共食体験による食育	➢ 安心して過ごせる場の提供、折り紙などを添えた心のケア	➢ 母子家庭の子どもへの食事提供と交流支援、継続的な関わりによる行動改善。コロナ期における弁当提供、子育て家庭の支援。ひとり親家庭の子どもにお菓子やご飯を提供し見守り。生活保護家庭への栄養バランスの取れた食事提供と寄り添い支援	➢ 栄養バランスを考慮した献立提供、朝食の重要性を伝えるクイズ企画、調理実習・親子での食体験、一時保育事業の実施。子ども調りやる気を引き出す全学年調理実習支援、朝食メニューの工夫	➢ 長期休暇中に困窮家庭にインスタント食品・米・レトルト食品優先配布。児童手当・扶養手当のみで生活する家庭に米などの食材を毎週配布	➢ ひとり親世帯へ食料品や季節行事関連物資の毎月配布。鬱・家事困難家庭に食材提供
➢ 塩おにぎりしか食べられない子への食事提供優先	➢ 料理教室の開催、添加物や栄養バランス指導。空腹の子どもの食事提供、孤食の解消、居場所の提供	➢ コストコのパンを生活困窮世帯や希望家庭に配布。レトルト食品などの提供	➢ 食堂閉鎖時に自宅で夕食提供、NPO事務所での調理支援、定時制通学支援。6人兄弟家庭に弁当提供、小学校と連携。喘息の母親家庭に無償食事提供	➢ 活舌の悪い子どもに対して、言語聴覚士による対応を実施	➢ 日々の食生活を通じたアレルギートレーニング支援
➢ 生活困窮世帯への弁当配達、食材提供。夜勤・病気時の母子家庭弁当配達、若年シングルマザーへの食材支援。保護者との会話、食材提供のアドバイス	➢ 学校帰りの空腹児、砂糖やお菓子でのぐ子への食事提供	➢ 小児科医による育児健康指導	➢ 不登校児への食事支援、アレルギー対応方針		

4)生活困窮世帯との関わり・対応で困難な状況

記者者数(有効回答者数)					
1. 北海道東北 17件(58件)	2. 関東甲信越 54件(143件)	3. 東海北陸 20件(38件)	4. 近畿 27件(5件)	5. 中国四国 18件(52件)	6. 九州沖縄 21件(39件)
➢ 衣類が整っていても実は困窮している家庭がありみえにくい。行政からの情報提供がなく、支援対象の特定が困難	➢ 1日3回食べる習慣を知らない子どもシェルターに入らず、こども食堂で過ごすDV被害家族への対応	➢ 生活困窮世帯の複雑な課題：食育推進が困難なほど多様な問題を抱える	➢ 食事時の片付けやマナーの指導が必要な子ども、民生委員も対応しきれない困難家庭	➢ 自動車がなく生活保護申請ができず生活困難解決しない	➢ 町内で弁当配布が必要な家庭が多く、行政との連携が進む
➢ 保護者と一緒に食事をするのが少ない子ども、他人と一緒に食事することが苦手な子どもに、別室で食事が必要	➢ 生活困窮と知られたくなく支援の場に来ない。個人情報保護の壁で支援対象特定困難	➢ 支援を求められず困窮状況を子どもを通じて察知する必要。質問の趣旨が理解されず、支援の枠組みが伝わらない	➢ 保健師の介入を拒否し支援を遠慮。支援をためらう保護者の存在。家庭に問題を抱える人ほど食堂利用を避ける傾向	➢ 鍋がない、調理方法がわからないなどの理由で野菜や調味料が使えない家庭。弁当配達と同時に家庭状況の調査が必要な状況	➢ 宅食支援の家庭訪問がDV再発の抑止につながっている
	➢ 偏食の子どもで、親との話がかみ合わず改善が進まない	➢ 教育委員会やスクールカウンセラーとの連携	➢ 行政・福祉との連携不足。個人情報保護の壁があり対応困難	➢ 支援の声かけに参加しない	➢ 会話から食事不足が感じ取れる児童の存在

考察

こども食堂の生活困窮者等家族への関わり・対応には、【居場所づくり】のほか、家庭訪問による保護者への【自立支援】で、【食材提供】献立・調理支援等があった。行政・地域との連携で、空腹の子どもへの【食事提供】【孤食の解消】【食育の実施】かなされていた。また関わり・対応で困難な自状況に、生活困窮の見えにくさ、支援を求められない家庭に加え、行政・福祉との連携不足等個人情報保護の壁、【運営資金不足】子ども食堂への【偏見】があった。その中で生活困窮者に限らず・年齢問わず広く地域住民のための食堂として展開されてきていることが分かった。